

# 令和元年度 松戸市障害者計画推進協議会 議事録

日時 令和元年10月9日(水)  
午後1時30分～3時30分  
会場 松戸市役所新館7階大会議室

## 1 開会

## 2 委嘱状交付式

## 3 福祉長寿部長挨拶

本協議会は障害者基本法に基づく法定協議会である。市は、障害者計画を策定するにあたり、本協議会の意見を聴かなければならないとされ、本協議会には、障害者施策の推進について調査審議し、障害者施策の実施状況の監視等することが定められている。松戸市の障害者計画は、現在、第2次計画、平成25年度から令和2年度までの8年間を期間としている。

第2次松戸市障害者計画は、障害者基本法に基づく基本計画として、「ふれあい・認め合い・支えあい ～交流を通して、相互に尊重し、共に生きる～」を基本理念とし、障害のある人が地域でその人らしく生活を送ることのできるよう、福祉だけでなく、医療や保健、教育、雇用、建設等、多岐にわたる分野の皆様からご意見をいただいたうえで策定されたものである。

本計画は令和2年度をもって終了することに伴い、本市では現行の計画を見直し、令和3年度からの新たな計画策定に向けて準備をしている。今年度は、市民ニーズを把握し、それに沿った計画を策定するための基礎データ取得を目的として、市民向けに郵送式のアンケート調査を行う予定である。さらに、来年度は本協議会において、より効率的かつ円滑に新たな計画の素案・原案について検討いただき、ご意見・ご指摘をいただくため、障害者計画策定部会を設置する予定である。本日の協議会では、主にこの2点について、審議をいただきたい。

また、第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画も、松戸市障害者計画と同様に平成30年度から令和2年度までの3年間を期間としており、障害のある方の地域生活を支援するためのサービスの種類ごとの必要量の見込みや、その確保のための方策等を内容とする計画である。今年度は、計画期間の中間年ということで、本日の協議会では、計画に基づく施策の進捗状況等について、障害者計画の進捗状況と併せて事務局よりご報告する。

委員の皆様には、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らせる社会、いわゆる共生社会を実現できるよう、積極的な議論をお願いしたい。

## 4 委員の自己紹介

出席委員の自己紹介を行う。

## 5 会長・副会長の選出

### ○意見の聴取について

本日委員より、日本大学松戸歯学部附属病院の方に本協議会において松戸歯科医師会の取り組みについてご報告をいただきたいとの提案があった。

条例第 10 条の意見の聴取等についての規定により、1 名の方に協議会にご出席いただいた上で、ご説明をいただく時間を設けることについて、出席委員に諮った上で異議がなかったため、本協議会にご出席いただくこととなった。日本大学松戸歯学部附属病院の方よりのご説明は、議題 6 において行う。

## 6 議事

### 議題 1 「障害状況報告について」

#### 資料 1 「障害状況報告」より説明

(事務局：障害福祉課長より報告)

#### 1 ページ

平成 30 年度末の市内在住の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳 13,027 人、療育手帳 3,312 人、精神保健福祉手帳 3,888 人、合計 20,227 人である。

平成 24 年度末時点の第 2 次障害者計画策定時に比べると、障害者手帳の所持者数は、16.2%増加している。ちなみに、松戸市の住民基本台帳人口について、計画策定時の平成 25 年 4 月 1 日と平成 31 年 4 月 1 日時点とで比べると、2.2%の増加となっており、障害者手帳の所持者数は、人口の増加を大幅に上回る率で増加している。なお、こういった状況を受けて、人口に占める手帳所持者の割合についても上昇しており、計画策定時に 3.6%が、平成 31 年 4 月 1 日時点では 4.1%になった。このように手帳所持者数が増加している状況には、障害福祉サービスの整備、公共交通機関の料金減免等、障害者手帳所持者に対する公的・民間両面でのサービス充実が、手帳の取得を促している背景があるものと考えている。

#### 2 ページ

身体障害者手帳所持者の数は、ここ 3 年は平成 28 年度 13,157 人、29 年度 13,165 人、30 年度 13,027 人、とおおむね横ばい状況であり、等級別の割合も、大きな変動はない。しかし、計画の策定時と比較すると、1 頁でご覧いただいたように、人口増加を上回る 3.7%という率で増加している。増加の理由は、千葉県ホームページによると、松戸市の身体障害者手帳所持者のうち、65 歳以上の方の占める割合が年々増加し、ここ数年は 6 割を超えている状況が確認できる。このことから、高齢化に伴う身体機能低下は疾病や怪我を招きやすいため、これに起因する身体障害が発生し、手帳所持者数が増えているのではないかと考えている。

## 5 ページ

療育手帳の所持者数は、全体としては増加傾向にあるが、18歳未満と18歳以上とで比較すると、計画策定時である平成24年度末から平成30年度末までの間に、18歳未満は797人から1,377人と72.8%の増加となるが、18歳以上は1,661人から1,935人の16.5%の増加と、その増加率に大きな開きがある。こういった状況には、乳幼児健診等を受けて、発達面への関心が深まり、医療機関を受診するケースが増加し、その結果、障害の早期発見と早期療育に繋がったという要因が存在しているものと推測される。

## 6 ページ

精神障害者保健福祉手帳については、いずれの等級も年々増加の傾向にある。また、自立支援医療（精神通院医療）についても、同じく増加傾向にある。この増加は、精神医療に対する社会的認知度の高まりが大きな要因になっているものと考えられる。

## 7 から 11 ページ

障害支援区分の判定結果について、ここ数年の推移を示している資料である。各区分とも年度による増減はあるものの増加傾向にある。こちらの増加も、先ほど申し上げた3障害の手帳所持者数の増加要因と同様の理由が要因となっているものと考えられる。

### < 質疑応答 >

**委員：**発達障害の方は、精神保健福祉手帳の方に含まれると思うが、その割合や数が記されているか。

**事務局：**発達障害の件数について、児童はサービスを利用するのに必ずしも手帳を持っているわけではないため、全数を明確に把握してはいない。発達障害を含めた3障害だけでなく、今後4障害について考えていかなければならないと本市としても認識しており、これからの計画等に反映できればということ視野にいれながら考えていきたい。

**委員：**ぜひお願いします。

**議長：**5ページの18歳未満の療育手帳は24年度から30年度にかけて72.8%増加ということだが、出生数（こどもの数）は減っているが、増えているということではよろしいか。

**事務局：**はい。

**委員：**精神保健福祉手帳のことで教えていただきたい。まず1ページ目でかなりの割合で精神障害者が増えている。24年度に比べてかなり突出していると言える。3,888人ということだが、6ページに自立支援医療が6,791人ということだが、自立支援医療を受けていながら、手帳を持っていない方の数にかなりギャップがある。それはどういうところに原因があるとお考えか。

事務局：精神保健福祉手帳については、サービスの利用が手帳の有無に反映されていないところにある。また、レッテルを貼られたくないということで手帳を所持したくないというご意見もあり、自立支援医療受給者数との乖離があると考えている。

## 議題 2 「第 2 次松戸市障害者計画進捗状況等について」

(事務局：障害福祉課より報告)

「第 2 次松戸市障害者計画 改訂版」を参照して説明を行う。

### 39 ページ

第 2 次松戸市障害者計画は、福祉長寿部長のあいさつの中にもあったが、福祉分野のみならず、教育、保健、就労、スポーツ、まちづくりなど様々な分野を対象にした計画であり、39 頁に記載のとおり、5 節 14 項目の施策として体系付けられている。計画の期間は、平成 25 年度から令和 2 年度までの 8 年間である。

### 30 ページ

第 2 次松戸市障害者計画は、5 節 14 項目の施策が掲げられているが、そのうちの 3 項目を重点事業として位置づけている。30 頁の「相談支援体制の充実」、32 頁の「就労の支援」、34 頁の「災害時における支援体制の整備」の 3 項目である。

資料 2 「松戸市障害者計画進行管理票（令和元年度）」を参照して、重点的に取り組んでいる 3 項目について、進捗状況を報告する。

1 つ目の重点項目「相談支援体制の充実」について、報告する。

### 37 ページ

「相談支援体制の整備・充実」へ向けた取り組みとして、平成 18 年度に、障害の垣根を越えて総合的に対応する「ふれあい相談室」を、平成 25 年度には、日常生活で生きづらさを感じている方の相談へワンストップでの対応を行う「基幹相談支援センター」を整備した。

### 38 ページ

平成 28 年度には、障害種類ごとの専門性を活かした身近な相談の場として「ハートオン相談室」3 箇所を整備も行った。松戸市ではこの 5 箇所に業務を委託し、地域の相談支援体制の強化を図ってきた。

右側の列のうち、＜高齢者支援課＞とある項目について。

平成 30 年度より、障害福祉分野独自の取り組みに加え、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、高齢者支援課が設置した「福祉まるごと相談窓口」と「在宅医療・介護連携支援センター」においても、障害に関する相談に対応できる体制を整えている。

このような体制整備の結果、相談支援件数の合計は、計画初年度の平成 25 年度の 7,578 件から、平成 30 年度には 24,945 件へと大幅に増加しており、障害のある方にとって、困りごとを相談できる場所があると認知され、相談支援件数は増加しているものにとらえ、相談に対する需要は、ある程度満たしているものと考えている。

しかし、ハートオン相談室の中には、一般的な相談対応業務とサービス等利用計画の作成業務とを同じ職員が兼務しており、業務量が許容範囲を超過していると思われる事業所もあり、また、今後は地域包括ケアシステムの実現に向けて、障害福祉分野だけでなく、市全体としての相談支援体制の構築が求められており、基幹相談支援センター、ふれあい相談室、ハートオン相談室、それぞれの役割の見直しが求められている。

今後も、それぞれの事業所における相談への対応状況や、委託内容についての検証を継続するとともに、高齢者分野との連携を含め、相談支援体制の充実に努めてまいりたい。

### 39 ページ

「成年後見制度の普及」について報告する。〈高齢者支援課・障害福祉課〉とある項目について。成年後見制度に係る相談支援事業については、高齢者支援課とともに、同じ NPO 法人に業務委託をしており、平成 30 年度は障害者に関しては、59 件の相談実績が報告されている。

続いて、表の中ほど、〈障害福祉課〉とある項目について。

平成 30 年度は障害のある方に対しての市長による後見等申立は 3 件、後見人等への報酬助成は 30 件だった。市長申立て、報酬助成、いずれも、成年後見制度の利用促進にとって重要な施策なので、今後も適切な運用を心がけたいと考えている。

また、成年後見制度の利用をより促進するための方策として、市民後見協力員の養成と、その活動の支援を行っている。現在 42 名の方が登録し、専門職の後見人等を補助するボランティアとして活動を行っている。

成年後見制度については、今後、国の成年後見制度利用基本計画に基づき、本市においても基本計画の策定、中核機関の設置、地域連携ネットワークの構築等が求められている。これらについて、高齢者分野との連携を強化しながら、対応を行っていききたい。

### 重点事業 2 点目の「就労の支援」について報告する。

#### 21 ページ

平成 24 年度より、障害者就業・生活支援センター「ビック・ハート」へ障害者就労支援事業を委託することにより、障害がある方の就労相談や職場定着支援の体制を整備している。

21 頁下の(2)「就労支援体制の整備」とある表のうち、〈障害福祉課・ビック・ハート〉という項目について。

平成 28 年度からは職場適応援助者「ジョブコーチ」を新たにビック・ハートに配置し、1 人でも多くの職場定着者を出せるよう、企業等の職場と障害のある方ご本人の調整及びサポートを行っている。

なお、ビック・ハートの相談・就労支援件数につきましては、1 日の相談件数が延べ人数から実

人数に変更となる等のカウント方法の変更が生じたため、平成 29 年度・30 年度は減少しているが、就職件数については、平成 28 年度 38 件から平成 30 年度 45 件と年々増加傾向である。

また、資料にはないが、ビック・ハートの登録者数も、28 年度 497 人、29 年度 558 人、30 年度 648 人と年々増加していることから、障害者又は障害者雇用に悩む企業に対する相談及びマッチングにおいて一定の効果があったと考えている。

今後も就職希望または就職している障害者及び障害者雇用に悩まれている企業の窓口となって、支援体制を整えていく。

## 22 ページ

「障害者就労施設等への発注拡大・工賃向上」について報告する。

松戸市役所における平成 30 年度の優先調達の実績は、17 件、18,511,260 円だった。

昨年度と比較し、金額は増額したが、受注件数については減少している。

今後は受注件数の増加を目指し、各課への松戸市内障害者就労施設等事業所の受注可能な作業一覧表の配布や、各課の優先調達の実績を庁内に情報提供することにより、周知・啓発に努めて参りたい。

### (事務局：地域福祉課より報告)

資料 2 「松戸市障害者計画進行管理票（令和元年度）」「第 2 次松戸市障害者計画 改訂版」を参照して説明を行う。

重点事業 3 点目の「災害時における支援体制の整備」に関して説明を行う。

### 第 2 次松戸市障害者計画 改訂版 34 ページ

### 松戸市障害者計画進行管理票（令和元年度） 46 ページ

「災害時要援護者支援体制の整備」における「避難行動要支援者避難支援対策」について、説明する。

本制度の進捗は、平成 24 年度より、市内を 13 地区に分割して、名簿を整備してきた。

平成 24 年度より馬橋地区で開始し、「第 2 次 松戸市 障害者計画」が策定され、平成 25 年度には、本庁・小金・小金原地区、以降、平成 26 年度から 28 年度は 3 地区ごとに整備を進め、平成 28 年度をもって、市内全域において、避難行動 要支援者名簿が作成された。

また、平成 29 年度からは、より多くの方へ制度を周知することを目的に、町会・自治会での回覧の実施、約 300 箇所の障害者の通所施設、介護事業所へのポスター掲示等を実施することで、名簿登録を必要としている方への対応に繋げている。

名簿登録の実績として、進行管理票の「平成 30 年度実績」に記載されている、「平成 30 年 6 月」現在では、全体の登録者数 6,118 名、直近の数字は、「令和元年 9 月」現在の登録者は、5,967 名となっており、減少傾向にある。

減少している要因として、登録した方々が高齢や持病を抱えていることが多く、施設への入所や、亡くなってしまうケースが多いと推察している。

また、直近の登録者数のうち、障害をお持ちの方は、1,882名、全体の31.5%となっている。併せて、平成30年度における町会・自治会、地区民生委員への名簿貸出団体数は、96団体である。

今後の対策として、引き続き制度の周知・啓発を図ることで、要支援者の登録に繋げるとともに、町会・自治会をはじめとする避難支援者に、より名簿をご活用いただけるよう、現在、「避難行動要支援者名簿活用の手引き」を作成している。これらを基に、地域の中での的確な避難誘導や、迅速な安否確認などに繋がれるよう、要支援者に係る避難支援体制の仕組みづくりを推進していくので、ご理解をお願いしたい。

#### (事務局：危機管理課より報告)

資料2「松戸市障害者計画進行管理票（令和元年度）」「第2次松戸市障害者計画 改訂版」を参照して説明を行う。

重点事業3点目の「災害時における支援体制の整備」に関して説明を行う。

第2次松戸市障害者計画 改訂版 34 ページ

松戸市障害者計画進行管理票（令和元年度）46 ページ

危機管理課より災害時要援護者支援体制の整備のうち、障害の特性に配慮した福祉避難所の整備・運営について説明する。

まず、福祉避難所の機能についてだが、避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者・障害者・乳幼児等）を収容する避難所として機能を整備している。本市では主に震度5強以上の地震が発生した場合、福祉長寿部内に災害福祉対策本部を立ち上げ、福祉避難所の開設・運営に向けて対応を行っていく。現在の進捗として、平成30年度実績に記載のあるとおり、市内に所在する特別支援学校とHUGの訓練（避難所運営ゲーム）を実施し、避難所における要配慮者への対応について施設担当者と情報共有を行っている。また、要配慮者支援事業を市と共同で行う小金原連合町会と小金原要配慮者支援会議を開催し、福祉担当課を交えて要配慮者支援方法を検討している。また、福祉避難所開設運営マニュアル及び小金原で作成した要配慮者支援マニュアルの実行性を高めるための検証を防災訓練などの機会を活用し、実施している。

また、今年度関係機関と連携し、地域の中でより実効性のある避難体制を確立することが可能となるよう、引き続き整備を推進してまいりたい。

#### <質疑応答>

委員：福祉避難所について、質問というよりは実態があったという報告だが、先だって台風15号で、千葉県が甚大な被害を受けた。福祉施設の協会の方でもかなり施設が被害にあい、福祉避難所に登録しているところが、実態として全く機能していなかった。地域の方を受け入れるどころではなく、利用者さんが混乱してしまい、水がとまり「暑い」などかなりの不安定さを示し、そういう余裕が全くなかったという意見があった。より現実的に考えて、これからマニュアル等整備していく必要がある。参考になればと思う。

議長：突然災害は起こるので、名簿はオンタイムで更新できないので、起きたときの名簿と実際に

いる人との乖離は起こると思うので、その辺をどうやってすり合わせしていくのか、重要だと思う。ご意見あるか。

**事務局**：危機管理課と地域福祉課と協議しながら、こういうことがあることと踏まえた上で計画の推進をしてみたい。

**委員**：小金原地域の要配慮者への対応と地域での避難訓練等の対応は非常に素晴らしい。これを検証しつつ、内容を高度にしていくということが必要と思うが、それと同時に松戸市内でより多くの地域でこういうことを実践できるような方向性を考えていただきたい。

**議長**：成年後見制度の促進普及について、ご意見伺いたい。

**委員**：成年後見制度の推進について、中核機関の設置があるが、各市町村でバラバラに進んでいる部分があり、1つはこの辺の地域を管轄している裁判所である千葉家庭裁判所松戸支部だが、各市が中核機関の設置状況をどういう風に考えているか非常に興味を持っている。それを弁護士会と協議する中で、各市の状況を知らないかと弁護士会に聞いてきたりするので、橋渡しのなところを弁護士会がやるのはどうかというのがあるが、意識していただければ弁護士の方も入って、裁判所と情報共有や連携できる部分もあるかと思うので、足並みそろえていければと思っている。あともう1点、成年後見の推進というところについて、高齢者分野と障害者分野では、成年後見制度のニーズという意識がだいぶ違う。高齢者の方に対して、成年後見制度をアピールしていく部分と障害者の方へのアピールは、方法をかえないとうまくいかないだろうと個人的に思っている。成年後見制度については不祥事が起きるとフォーカスされがちで、制度に対する不信感が、特に障害者のご家族では強い。そういったところで正しい情報をどれだけ伝えていくか、伝えていけるかということが障害者の方への啓発という部分で非常に重要になってくる。

**議長**：相談支援体制の整備・充実に関して何かご意見あるか。

**委員**：38ページの事業所における相談で沼南育成園の名前が入っているが、沼南育成園の所在地は柏市であり、ここをお願いするようになった経緯について教えていただきたいのと、松戸市の中で沼南育成園が相談の事業を受け付けていることをどこかに載せていたり、公表していたりするのかな。

**事務局**：沼南育成園の経緯について説明する。県の事業として流山市、野田市、柏市と合同で委託していたものが、県の事業が終了したことにより、それぞれの市町村で委託するようになったものであり、現在そのまま継続して委託している。主に流山高等学園や市川大野学園の知的障害のある方の卒業後の相談について承っている。広報については、市内の5事業所よりは少ない部分があるが、今後検討してみたい。

## 議事3 第5期松戸市障害福祉計画・第1次松戸市障害児福祉計画について

(事務局：障害福祉課より報告)

「第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画」より説明

### 9 ページ

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画は、先ほど議題2で進捗状況の報告をした第2次障害者計画の下位計画にあたり、本市においては、障害福祉計画と障害児福祉計画が全体をとおして一体となった計画となっている。本計画の期間は、平成30年度から32年度の3年間である。

### 19 ページ

この計画は、前半部分について、主に障害のある方の地域生活を支援するための障害福祉サービスの種類ごとの必要量の見込みや、その確保のための方策等を内容としており、44頁までにその記載がある。

### 45 ページ

ここから74頁までの後半部分は計画の重点施策が記載されている。

## 資料3. 「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画中間報告について」より説明

### 1 ページ

まず初めに、障害福祉サービスの見込量と実績について報告する。

No. 1 から No. 5 訪問系サービスについては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護を中心に利用時間、利用人数ともに増加傾向にある。

今後も、障害者手帳取得者の増加に伴い、サービスに対する需要は高まるものと考えられる。

引き続き、ヘルパー等の人材育成と確保、介護保険サービス提供事業者等へ向けて、障害福祉分野への新規参入などの事業拡大を呼び掛けていくなど、サービス供給体制の整備が必要となる。

### 2 ページ、3 ページ

No. 6 から No. 16 日中活動系サービスについても、いずれのサービスも利用日数、利用人数ともに増加傾向にある。

生活介護、短期入所については、先ほど述べた居宅系サービス同様に需要に応じた供給体制を整備していく必要がある。

引き続き、介護保険サービス提供事業者等への共生型サービスへの参入や障害福祉分野への新規参入などに向けて、積極的な周知・啓発を行っていく。

No. 11 から No. 13 の就労移行・就労継続支援サービスについては、市内のサービス提供事業者の増加に伴い、支給量が増加しているものと考えられる。今後は各事業者のサービスの質の向上を目指し、研修会や各事業所連絡会に対する支援を行って必要がある。

### 4 ページ

No. 17 から No. 19 居住系サービスの中で、特に共同生活援助（グループホーム）について、見込量を上回る実績の増加がある。

入所施設や精神科病院からの退所・退院による地域生活への移行が進められる中で、市内のサービス提供事業者の増加に伴い、支給量が増加しているものと考えられる。

## 5 ページ

No. 20 から No. 24 の障害児通所支援のうち、児童発達支援、放課後等デイサービスについて、見込量を上回る実績で増加している。

利用人数の増加と市内のサービス提供事業者の増加の両方が要因となるが、今後もサービス内容の質の担保が必要であり、市職員による事業所巡回や他のサービスとの合同研修など支援の質の向上に努めてまいりたい。

## 7 ページ

No. 25 から No. 28 相談支援事業のうち、計画相談支援、障害児計画相談支援についても、実績は増加傾向である。

併せて相談支援専門員による計画の作成率も、年々上昇してきているが、今後も研修等の実施による指定特定相談支援事業所のスキルアップや相談支援事業所連絡会と連携し、相談支援専門員による計画作成の利用を推進していく。

## 8 ページ、9 ページ

地域生活支援時事業の見込量と実績については、実績の変動が大きかったものについて報告する。

No. 41、No. 42 移動支援について、社会参加支援、通学等支援とも見込量を下回るものの、実績は利用時間、利用人数ともに増加傾向である。

No. 50 日中一時支援についても、同様の増加傾向である。

こちらも訪問系サービスと同様に、今後も多様な利用ニーズに対するヘルパーの人材確保や柔軟なサービス供給体制の整備が必要である。

## 11 ページ

国が定める重点施策について 14 頁まで、進捗状況の記載がある。

11 頁、1. の福祉施設入所者の地域生活への移行および 13 頁、4. の福祉施設から一般就労への移行については、資料に記載のとおり、令和 2 年度末の目標値の達成に向けて、順調に数値が推移している。

また、12 頁、2. 地域包括ケアシステムの構築および 14 頁、5. 障害児支援の提供体制の整備についても、資料のとおり、すでに設置済みである。

12 頁、3. 地域生活支援拠点の整備については、令和 2 年度末の設置をめざし、方向性が決まり次第、報告する予定である。

## 15 ページ

本市における重点施策について。

1. 障害のある人への理解促進・障害者が安心して生活できる地域づくりのうちの(1)障害者差別解消法の推進について報告する。

障害者差別にかかわる相談受付・対応件数は、平成30年度は6件であり、法施行時の平成28年度の17件と比較し相談件数は年々減っており、これは市役所での手続きを有利に進めたい、職員の接遇態度に謝罪や賠償を求めたいといったような、法の趣旨と異なる内容の相談が少なくなっていることが要因であり、この傾向は、法の周知が進んでいることも理由の1つになっていると考えられる。

## 17 ページ

(2) 障害者虐待防止の推進について報告する。

平成30年度の障害者虐待通報件数は、養護者虐待25件、施設従事者虐待16件、使用者虐待4件だった。

平成29年度と比較して全体では減っているものの、施設従事者虐待に限ると10件から16件へと増加している。

この増加は、施設関係者等による内部の方からの通報が多くなっており、施設従事者の間に障害者虐待に対する認識が高まっていることを示しているものと考えられる。

引き続き、障害者差別解消法の推進、障害者虐待防止についての認識を高めるためにも、幅広く市民・事業所へ向けた周知のための講演会・研修等を実施し、これまで以上に周知・啓発に努めてまいりたい。

## 18 ページ

2 医療的ケア児等支援のための体制づくりについて報告する。

(1) の松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議は、平成28年に児童福祉法の一部が改正され、医療的ケア児の支援に向けた保健・医療・福祉等の関連分野の連絡推進に関して、地方自治体に対する努力義務の規定が設けられたことを受けて、同年11月に発足に至ったもので年2回開催をしている。

(2) の松戸市内の医療的ケア児に対応できる障害者福祉サービス事業所については、平成29年度においては、11事業所だったが、本年4月現在は、21事業所に増加している。

(3) の①から③は、(1)の医療的ケア児の支援のための連携推進会議にて、医療的ケア児支援のための方策が合意され、障害児福祉計画に反映されたものであり、実施状況は資料のとおりである。

また、④のライフサポートファイルについては、支援が必要な子どもが、切れ目なく支援を受けられるようにするため昨年10月より配布を開始し、30年度末までに178冊配布した。

配布した人を対象に今年度アンケートを実施したところ、大事な書類をまとめて保管できることや、将来に備えている安心感にメリットを感じている方が多い一方、まだファイルを誰にも見せていない方が8割いることがわかった。

今後は、支援者から「ライフサポートファイルを持っていますか」と声かけを行い、利用者とのコミュニケーションを取れるよう一層の周知を図るほか、アンケートで寄せられた活用例をまとめ、利用者にフィードバックすることで、利用者も支援者も活用できる環境づくりを継続していく。

## 20 ページ

3 地域共生社会の実現に向けた取り組みについてご報告する。

(1)・(2)については、複合的課題等を抱えた方からの相談に対して、包括的な支援を行うことを目的に、福祉まるごと相談窓口が昨年4月に開設されたことに伴い、多分野における相談機関の連携のために福祉相談機関連絡会が設置されている。

福祉まるごと相談窓口の平成30年度の相談件数197件のうち、98件が障害をお持ちの方からの相談だった。

(3)については、高齢者分野において医療との連携を目的とした在宅医療・介護連携推進センターが昨年4月に設置された。平成30年度は相談件数335件のうち、60件が障害をお持ちの方からの相談だった。

障害をお持ちの方にも対応した、制度の垣根を越えた相談機関が整備されている中、今後も複合的課題を抱えた方への対応事例を蓄積し、その内容を検証してゆくことで、包括的な相談支援体制の充実に繋げ、障害のあるなしに関わらず、地域でともに安心して暮らせる社会を目指してまいりたいと考えている。

## 21 ページ

(5) 共生型サービス整備の検討の推進について、現状を報告する。

平成30年度実績で松戸市内においては、1件の事業所が、共生型短期入所サービスの指定を受けている。

今後さらなる共生型サービスの整備を進めるため、これまで以上に、介護保険サービス提供事業者等への積極的な周知・啓発を行ってまいりたいと考えている。

### <質疑応答>

**委員：**障害児計画の中で医療の必要な子どもたちの実数が把握されているが、全国に先駆けて松戸市は本当に尽力されていることに感謝している。成人の方の医療的ケアが必要な方の内容や実数を障害福祉課で把握しているのかお聞きしたい。

**事務局：**者の方は把握していない。

**委員：**今後、者の方の実数を把握していただき、災害等の時にも重要な情報になると思うので、是非お願いしたい。

**事務局**：承知した。県の方でも者と児両方とも各市町村にわかる範囲での実数の依頼があり、県がまとめているところでもある。

**委員**：3 ページの短期入所に関して、最近ニーズが高まって実数も増えているということだが、緊急時のケースはどれくらいか。また、養護者虐待とリンクしている実態があると思うが、聞ける範囲で構わないので、教えていただきたい。

**事務局**：市内に 24 事業所の指定特定相談支援事業所の相談員と連携の中で緊急ショートは行われている。当課の方に直接相談された件数はわかるが、全体の件数については、当課の方で把握してはいない。

**事務局**：虐待に限った数値を申し上げると昨年度養護者虐待の通報が 25 件あったが、そのうち虐待と認定したものが 13 件であった。先ほど 17 ページで報告させていただいた。その 13 件のうち 4 件について緊急に分離を行い、ショートステイあるいはグループホームに市のケースワーカーが事業所の協力を得ながら措置をしたところ。

**事務局**：加えて申し上げると障害福祉課の方で今委員から発言頂いた内容は、本来把握するべきと思うが、指定特定相談支援事業所の相談員にそういった案件の報告をあげるよう求めるのは、対応しなければならないことが後手になる、またはままならなくなる等実態状況を知っているため、実数の把握をお願いするのが今の状況では難しいのではないかと思っている。ただ、市として把握しなければならないということは、理解している。

**委員**：今の話だが、ぜひ相談員と連携して、数の把握は行っていただきたい。松戸市内の事業所を今後どういうところの整備をしたらよいかの一つの目安になる。2 ヶ月または 3 ヶ月に 1 回くらい、ケースで短期入所を利用した場合は、数だけでも市の方が把握をするということで連携をとっていただきたい。

別件だが、訪問系のサービスのヘルパー人材不足という課題がかなり大きい問題になっている。ニーズに対して、対応しきれない。ヘルパー制度というものは、様々な生き方を支援するということにおいては、必ず大切なサービスである。10 年後、20 年後を考えると担い手がいなくなるなどという不安感を持っている。1 つお願いしたいのだが、介護保険の事業所にも参入を呼びかけていくということだが、重度訪問介護サービスを行ってくださいと付け足していただきたい。介護保険の事業所は、重度訪問介護の事業を単価が低いから、やっていないところが多い。6 社入って、ある方を支えていたケースがあったが、受給量を増やさなければいけないという話になったときに、重度訪問介護に切り替えの話がでて、6 社のうち 4 社が撤退するという話になった。2 社では支えきれない。介護保険事業所の参入の場合、重度訪問介護を必ずとるようお願いしてほしい。安くて量の多いところを私たちが引き受けて、時間が短くて単価の高いところを介護保険の事業所が引き受ける構図を何とか壊したい。

事務局：居宅介護のヘルパーが不足気味ということはあるので、今回の意見を参考にさせていただきながら進めていきたい。相談員との連絡を強化しながら、数の把握を行っていくことについては、そのような方向性で考えていくが、相談員の負担にならない程度に配慮しつつ、数字を把握できる方法を模索していきたい。

## 議事4 次期松戸市障害者計画策定部会の設置

次期松戸市障害者計画策定部会の設置について、報告する。

### 1 ページ

1 計画の位置づけについて、松戸市障害者計画は、障害者基本法第 11 条に基づく法定の計画であり、障害者施策の基本的な方向性を定める計画である。

今年度と来年度にかけて、現行の第 2 次障害者計画を見直し、令和 3 年度からの新たな障害者計画の策定をする。

次に、2 計画の期間については、現行の障害者計画は計画期間を 8 年間としていたが、次期計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で予定している。

これは、障害福祉計画および障害児福祉計画と計画期間の整合性を図ることにより、社会情勢の変化や法制度の改正等へ柔軟に対応できるよう、3 つの計画を一体的に策定することを想定している。

### 3 ページ

本協議会の設置条例に基づき、障害者計画策定部会の設置を予定している。

部会に属する委員については、障害者計画策定部会設置要領（案）に基づき、本協議会の委員より 5 名、臨時委員として学識経験等を有する者 3 名以内、公募による委員を 2 名以内としている。

任期は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の 1 年間、部会開催は来年度中に 3 回から 4 回を予定している。

### 2 ページ

策定スケジュールは資料のとおり。

来年度 4 月に公募委員の選考を行い、計画策定部会は 5 月下旬ごろからの開催を予定している。

計画策定部会では、今年度実施する「障害者計画策定のための市民アンケート調査」の結果報告や障害者関係団体懇話会のヒアリング結果等を取りまとめたものを事務局より提示することにより、計画の枠組み案・答申案について、計画策定部会において審議することを想定している。

### 5 ページ

計画策定部会の委員（案）である。

名前が記載されている皆様へは、本日の協議会において、承認された上で、正式な依頼を行う予

定でいるので、審議のほどお願いする。

#### <質疑応答>

**議長**：次期松戸市の障害者計画策定について、この協議会の中に策定部会を設置するという提案だが、ご意見あるか。

**委員**：2 ページの策定スケジュールについて、当事者からのヒアリングを是非可能なら入れていただきたい。障害者関係団体というと当事者もいると思うが、親御さん中心の団体が多い。松戸市内含めて当事者の方がいろんな形で動いているので、親の立場と当事者の立場で違うので、当事者の方たちとの直接の意見交換会、ヒアリングを計画できたらやっていただきたい。

**議長**：他にご意見あるか。事務局案をご承認いただくということによろしいか。では、この協議会で、この事務局案を承認させていただく。

#### 議事5 「次期松戸市障害者計画策定のための市民アンケート調査」

資料5「令和元年度市民アンケート調査(枠組み)案」、「松戸市障害者計画策定のためのアンケート調査」について。

はじめに、本アンケートの概要について説明する。本アンケートは、「障害者」、「障害児」、「障害が無い方」の3つに分けて実施する。

まず、「障害者」調査について、18歳以上で障害者手帳をお持ちの方、障害福祉サービス等の受給者証を所持している方、若しくは難病をお持ちで難病者援護金の制度の支給対象となっている方から無作為で、1,500名を抽出して実施する。

「障害児」調査については、抽出条件は障害者調査と同様であるが、対象者数は500名である。

「障害が無い方」についても、1,000名を同じく無作為に抽出し実施する。

次に、大まかなスケジュールについて説明する。まず、本日の会議終了後、本協議会員の意見を反映したアンケート案を作成する。その後、11月中旬から下旬を目途に対象者へアンケートを一斉発送する。提出期限は12月中旬に設定し、2月を目途に単純集計、3月に完成版の作成を目指す。このため、委員各位にアンケート調査の結果をお示しできるのは来年度4月以降の予定となる。

次に、アンケート項目について説明する。本来であれば、順を追って説明を行うべきところだが、時間の制約があるので、「令和元年度 市民アンケート調査(枠組み)案」を用いて説明する。これは、3つのアンケートごとに調査項目をカテゴリライズしたものである。今回のアンケートは、前回実施した平成28年度アンケートを加筆修正する方法で作成をしている。赤字で記載した項目は、今回のアンケート調査より新たに設けた設問で、青字は前回のアンケートから選択項目を見直したものである。

設問数は、障害者調査が 66 問、障害児が 65 問となっている。同様に障害が無い人に対する調査は 33 問で構成されている。

それでは、前回のアンケート調査から大きく変更になった点を中心に説明する。

はじめに、「障害者」調査であるが、左上から順に「コミュニケーション手段」、「サービス等利用状況・利用意向」、「福祉タクシー券と自動車燃料費助成」、「サービス等利用計画」、「権利擁護」が大きく追加した項目となる。

「コミュニケーション手段」は、来年度に「手話言語条例」が制定される予定であり、手話を使える人の割合や、実際に手話を使える人が困った場面、手話を使ってみたいと思っている人の割合等を図る目的から設定した。「サービス等利用状況・利用意向」は、前回アンケートでも同じ趣旨の質問はあったが、設問項目に含まれていたサービスが限定的であったため、現在の提供サービスに基づいて再度構築した。「福祉タクシー券と自動車燃料費助成」は、市単独事業である、両事業の助成内容について、満足度等を図る目的から設定した。「サービス等利用計画」は、プランの作成状況を確認するとともに、相談支援専門員によるプランではなく、セルフプランを作成している理由を探るために設定した。「権利擁護」は、成年後見制度の認知度等を図るために設定した。

次に、障害児調査についてであるが、ただいま説明した項目の他に、「ライフサポートファイル」に関する項目、「日中活動・就労」に関する項目等を追加している。ライフサポートファイルは、対象である障害児にどの程度認知されているか、その割合等を図る観点から設定した。日中活動・就労については、ライフステージごとに日中の過ごし方・将来望む過ごし方を、前回アンケートからより細かく把握できるよう質問方法、設問を再度精査した。

最後に、障害が無い人に対する調査についてであるが、障害者、障害児で設定した設問を、障害が無い人の目線に変換したものである。

### <質疑応答>

**委員：**問 55 あたりの差別解消法のことだが、事務局の方では相談件数が減ってきたのは、理解が浸透してきたという説明をされていたが、個人的にはそういう感覚はあまりなく、まだ法の周知がされていないという認識である。もちろん一般市民に対する計画でもあるが、障害者のアンケートなので、合理的配慮について求められることを知っているかなどそれで実際に役所やお店などに配慮を求めたことがあるか、その求めた結果対応がどうだったか踏み込めれば踏み込んだ方が良い。

**議長：**基本的なことだが、赤字は新たに設けた項目で太字は選択項目を見直したもの。削除した項目はあるのか。

**事務局：**削除した項目もある。例えば、平成 28 年度の調査では、障害の「害」の字について、漢字の「害」とひらがなの「がい」がよいか聞いていたが、その時に話題になったというところもあり、そういったものは削除している。

**委員：**先ほどのご意見を伺って、障害のない方へのアンケートに、差別の合理的配慮という言葉を

ご存知かを問う設問があってもいいのではないかと思った。

**事務局**：大変参考になるご意見と感じている。再度検討したい。

**議長**：ただ今の意見を参考にし、内容に反映していただきたい。

## 議事6 その他について（意見の聴取）

### （意見聴取：松戸市歯科医師会より報告）

**日大歯学部**：日本大学松戸歯学部付属病院では、外来と訪問を含めて少しずつ人数が上がっており、年間 800 人前後であり、そのうち松戸市内は 4 割の 300 人前後である。去年より始めた個人宅への訪問診療では毎月 10 人ずつ増えている。口腔ケアについては、1 回治療して終わりというわけではなく、継続的になるので、人数が増えれば回数も増えていくので、診療スタッフの都合もあり、全部を継続していくのが難しい。

訪問診療や外来診療は、第 3 次医療機関である大学病院でしかできないようなレベルの重症度の高い人々を優先的に従事したいというところもあり、今後歯科医師会に協力をもとめ、大学病院で十分な歯科治療ができて、個人クリニックでも障害児者の方を受け入れてもらえるよう、地域連携を進めていきたいと考えている。それに伴って、歯科医師会で受入れが可能な先生方はどれくらいいるのか等のアンケート調査を今進めているところである。

**歯科医師会**：是非とも次回の計画案ではそういう系統のものも入れていきたいと思っている。

**議長**：大学病院としての役割と全部大学では受けられないので、一般の診療所で受け入れられるものは受け入れてもらって連携していくということなので、願います。

### <全体についての質疑応答>

**委員**：アンケート調査についてだが、最終的な締め切りはいつか。

**事務局**：項目の変更については、11 月の中旬から下旬にかけてアンケート調査を行うので、今月末くらいであれば、修正可能である。大幅な修正であれば、なるべく早めのご意見を頂戴したい。

**委員**：障害福祉課の方に直接言えばよいか。検討させていただく。

**事務局**：はい。

**議長**：他の委員もご意見があれば、今月末まで修正が可能ということなので、願います。